

令和元年台風第19号災害で被災された方の パスポート手数料（長野県分）の免除について

次の要件のいずれにも該当する場合には、申請により、一般旅券（パスポート）の交付手数料（長野県分）が免除されますので、該当すると思われる方は、以下の「お問い合わせ先」まで、ご連絡ください。

1 要件

- 台風19号災害により、令和元年10月12日（土）時点で有効な一般旅券（パスポート）を紛失又は損傷したことにより、長野県内において新たな一般旅券の発給申請をすること（当該紛失又は損傷した旅券のうち、申請時点で有効期間が満了しているものを含む）
- 県内に住所又は居所があり、台風19号災害に、り災したことについて、市町村長等からり災証明書を受けていること

2 免除される金額

一般旅券（パスポート）手数料（長野県分）の全額 2,000円

※ 国に納める手数料は免除されませんので、ご注意ください。

3 申請に必要な書類と提出先

項目	(1)新規旅券の申請と同時に免除申請する場合	(2)新規旅券を受領済みの場合 (還付請求の場合)
必要書類	① 紛失届または損傷旅券 ② 一般旅券の発給申請に必要な書類 ③ 手数料免除申請書【様式1】 ④ り災証明書(写し可：市町村長等発行)※	① 手数料免除申請書【様式1】 ② り災証明書(写し可：市町村長等発行)※ ③ 請求書【様式2】
提出先	長野県内の旅券申請窓口	

※り災証明書： り災証明書に申請者の氏名の記載がない場合には、り災者の方との関係確認のため、原則として住民票（世帯全員が記載されたもの）の提出もお願いします。

また、申請内容の確認にあたり、その他の書類提出をお願いする場合があります。

4 免除申請の期限

手数料免除の申請期限は、令和2年3月31日（火曜日）です。

※ 既に納入された手数料については、上記3(2)の手続により還付します。

5 お問い合わせ先

窓口等の名称	所在地	電話番号	
長野県庁国際課※1	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 1階	026-235-7173	
県窓 口	佐久地域振興局	佐久市大字跡部 65-1 佐久合同庁舎 1階	0267-63-3111
	上田地域振興局	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎 1階	0268-23-1260
	諏訪地域振興局	諏訪市上川 1丁目 1644-10 諏訪合同庁舎 1階	0266-53-6000
	上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎 2階	0265-78-2111
	南信州地域振興局	飯田市追手町 2丁目 678 飯田合同庁舎 1階	0265-23-1111
	木曽地域振興局	木曽郡木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎 1階	0264-24-2211
	松本地域振興局	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎 1階	0263-47-7800
	北アルプス地域振興局	大町市大字大町 1058-2 大町合同庁舎 1階	0261-22-5111
	長野地域振興局	長野市大字南長野南県町 686-1 長野合同庁舎 1階	026-233-5151
	北信地域振興局	中野市大字壁田 955 北信合同庁舎 1階	0269-22-3111
市町窓 口※2	飯田市役所市民課	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511
	小諸市役所市民課	小諸市相生町三丁目 3番 3号	0267-22-1700
	軽井沢町役場住民課	軽井沢町大字長倉 2381 番地 1	0267-45-8540
	千曲市役所市民課	千曲市杭瀬下 2丁目 1	026-273-1111

※1 長野県庁国際課には、旅券の申請・受取窓口はありません。

※2 市町窓口は、各市町に住民登録のある方のみ申請可能です。